

実行教と「古典」

——柴田花守『古語拾遺正訓』を中心に——

今井 功一

実行教初代管長である柴田花守には、富士信仰、国学、絵画、歌謡等多岐にわたる著作があることが知られている。そのうち「皇典学必読の物」を標榜した『古語拾遺正訓』は、その

巻末に合綴された著作目録によれば、出版にあたっては「こは古事記日本書紀に並びてめでたき神典なれど、もとより漢文なるを以て大かたの人漢文にのみ読來りしを、門人たちのとるるによりて古訓古事記古史成文の躰にならひて、訂正本を本文に古訓を附られ、且此書を見べき心得を悉に記し添られ」たという経緯を持つ。その説明のとおり、漢文で書かれている古語拾遺に訓読を付したものである。ただし、単なる訓読ではなく、序・中跋・跋部分の熟語も含めて、字音読みを全く用いず全編にわたって訓読のみで加点するうえ、振り仮名も多用しており、杉浦克己は「傍訓と補読・送り仮名の片仮名を追うだけではほぼ全編にわたって訓読文を読み取ることができる」とし、「古語拾遺は「漢字」で書かれてはいるが、元々の和文を読み取ることができるとする考え方を見て取ることができるとする」。

この『古語拾遺正訓』出版は明治四年と明治一八年の二度行われていた。明治四年版は岩崎長世校閲、咲園塾蔵版との表記を持つもので秋田屋太右衛門等数名の書肆が版元であり、鶴殿正親による漢文の序二葉、柴田忠守による漢字平仮名交じり文の序二葉半、柴田による「正訓古語拾遺のそへごと」と題する漢字平仮名交じりの文章十一葉半、訓点付きの漢文本文で構成されている。三ツ松誠は明治四年版で、柴田が紹介する神代文字に着目する。長野県大御食神社の神代文字文書を紹介するもので、一一丁の「そへごと」本文に対し実に四丁を費やす。対する明治一八年版は、明治一八年版は本居豊頼・久保季校閲、実行教館刊とされるものである。鶴殿正親序、本居豊頼による

序と、「そへごと」、訓点付きの漢文本文から構成されている。重複している要素のうち、鶴殿正親による序は署名の日付を除き同じ版を用いているものの、その他の序文跋文は全く別のものに入れ替わっており、本文についても校閲者を異にしているだけあって、その訓読はそれぞれ異なる印象を与える。柴田による「そへごと」も、同じ版木をベースにしているものの、明治四年版で力点が置かれた神代文字資料はすべて削除するという大きな変更が施されている。

松本久史は「国学を根幹とした学校設立構想が挫折した後、大教宣布運動における神官・教導職の教養（国民教化）として」受容された例として柴田の『古語拾遺正訓』刊行に触れているが、神代文字と古代の日本語、その訓の関係性に重点を置いた明治四年版に対し、社会状況に合わせてその特異な特徴に修正を加えたのが明治一八年版であった。その後実行教内で教師養成のテキストとして用いられたものと推測され、教師の階位ごとに試験科目を定めた明治一八年制定の「実行教師検定條規」では、教義科目のうち正権少講義にあたる「一級二級の試験に柴田花守の著作『参鏡磨草』『古道惑問』と並んで『古語拾遺』が挙げられている。これより上位の試験では古事記・六国史が課されることになっており、これより下位の試験では古代史については課されていないことから、『古語拾遺』は古事記・六国史によって古代史を学ぶ前段階のテキストとして扱われたものと思われる。大正時代に至って教団刊行物一覧からその姿を消すことになるが、神職養成課程や一般的な古典知識の整備が進むに従って実行教の独自の訓読書が必要とされなく

なっていたのであろう。

これまでこうした異同については顧みられてこなかったが、明治四年版と明治一八年版の間には大きな改変があり、受容の面でも大きな相違をみることができるのである。